

森林取得資金融通取扱要綱

〔昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 29 号農林水産事務次官依命通知〕
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林政企第 134 号

第 1 趣旨

林業者又はこれらの者の組織する法人に対し、森林取得資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 5 第 3 号の 1 に掲げる資金（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件。以下「告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。）第 2 条第 1 号のワに掲げる資金（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号（沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条第 1 号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件。以下「沖縄告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）を株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）。以下「公庫」と総称する。）から融通することにより、林業経営の規模の拡大、林業経営の改善及び林産複合型経営体等の育成を積極的に図り、長期にわたる持続的な経営を可能とする林業構造の確立に資するものとする。

第 2 資金の内容

森林取得資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は次に掲げるとおりであり、その詳細は公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

森林取得資金の貸付対象者は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者であって、当該資金の貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けたもの

ア 林業を営む個人

イ 林業を営む法人（中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）に限る。以下同じ。）

ウ 生産森林組合

エ 森林組合

オ 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 号に規定する法人をいう。以下同じ。）

ただし、2 の (1) の資金については、分収育林契約により立木を取得する場合に限る。

カ 地方公共団体

ただし、2の(1)の資金については、分収育林契約により立木を取得する場合に限る。

- (2) 森林組合、農業協同組合及び森林組合連合会((1)のアからウまでに掲げる者に転貸する場合に限る。)

2 貸付金の使途

森林取得資金の貸付金の使途は、次のとおりとする。

- (1) 人工林若しくは天然林改良林の取得又は造林のための土地の取得
- (2) 分収造林契約（一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地について造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。）の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約の契約事項の実施により植栽された樹木の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。

イ 契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

- (3) 分収育林契約（一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理（以下「育林」という。）に関し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの及びこれらの者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。）の当事者による当該契約に係る他の契約当事者からの当該契約に係る樹木（当該契約の締結時において樹齢が45年以下のものに限る。）の持分の取得

ア 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。

イ 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。

ウ イの場合における各共有者の持分の割合は、アの一定の割合と等しいものとする。

3 貸付金の最高限度額

森林取得資金の貸付金の最高限度額は、次のとおりとする。

- (1) 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額

ア 個人にあつては、1,200万円（育林資金（公庫法別表第5第3号の2に掲げる資金（告示第6号の4に掲げるものに限る。）又は沖縄政令第2条第1

号のワに掲げる資金（沖縄告示第6号の4に掲げるものに限る。）をいう。
以下同じ。）及び農林漁業施設資金（公庫法別表第5第3号の3に掲げる資金（告示第10号の1の(3)に掲げるものに限る。）又は沖縄政令第2条第1号のネに掲げる資金（沖縄告示第10号の1のハに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。）に係るものと通算する。）

イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、2億5,000万円（育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。）

ウ 森林組合にあつては、2億5,000万円（育林資金に係るものと通算する。）

エ 森林整備法人にあつては、2億5,000万円

(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の認定に係る林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）に基づいて行う森林の取得である場合は、(1)の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額又は次に掲げる額のいずれか低い額

ア 個人にあつては、7,000万円（育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。）

イ 林業を営む法人及び生産森林組合にあつては、10億円（育林資金及び農林漁業施設資金に係るものと通算する。）

ウ 森林組合にあつては、10億円（育林資金に係るものと通算する。）

エ 森林整備法人にあつては、10億円

(3) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第42条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）及び森林法（昭和26年法律第249号）第39条の4の規定により地域森林計画に定める「要整備森林」を取得する場合には、(1)及び(2)の規定にかかわらず、貸付けを受ける者の負担する額又は(1)のアからエまで（(2)の規定に該当する場合には(2)のアからエまで）のそれぞれに掲げる額のいずれか低い額

4 利率

森林取得資金の貸付利率は、公庫の定める利率（公庫法第12条第4項及び附則第35条の規定に基づき、日本公庫にあつては年5分以内）とする。

5 償還期限

25年以内（地方公共団体が行う森林の取得については20年以内）

ただし、林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得であつて、取得しようとする森林が暫定措置法第5条第3項の林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「暫定措置法施行規則」という。）第2条に定める要件に該当する場合は、35年以内（地方公共団体が行う森林の取得については30年以内）とする。

6 据置期間

25年以内（地方公共団体が行う森林の取得については20年以内）

ただし、林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得であつて、取得しようとする

る森林が暫定措置法第5条第3項の林地保有の合理化に寄与するものとして暫定措置法施行規則第2条に定める要件に該当する場合は、25年以内とする。

7 東日本大震災に対処するための償還期限及び据置期間の特例

(1) 日本公庫からの貸付に係る特例

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「財特法」という。）第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第11条第1項に定める者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）の影響を受けているものにあつては、令和8年3月31日までの間に日本公庫から貸し付けられるものに限り、5及び6に掲げる償還期限及び据置期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

(2) 沖縄公庫からの貸付に係る特例

次に掲げる者であつて、原子力災害の影響を受けているものにあつては、令和8年3月31日までの間に沖縄公庫から貸し付けられるものに限り、5及び6に掲げる償還期限及び据置期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

ア その主要な事業用資産について東日本大震災（財特法第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

イ その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

第3 林業経営改善推進計画

1 第2の1の(1)の本文に規定する都道府県知事の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、林業経営改善推進計画を作成し、これを貸付適格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に添え、取得しようとする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 1に規定する林業経営改善推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 林業経営の現況
- (2) 取得する森林の状況
- (3) 森林の適正な管理のための基本方針
- (4) 施業実行計画及び実行形態
- (5) 必要資金の額及び調達方法
- (6) 借入金の償還計画
- (7) その他必要な事項

- 3 資金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受者」という。）の責めに帰することができない事由により、林業経営改善推進計画の変更が必要になったときは、林業経営改善推進計画変更承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

第4 認定の要件

都道府県知事は、第3の1により認定申請書の提出があったときは、次の表の第1欄に掲げる資金の種類及び同表の第2欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件を満たす場合に限り、第2の1の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

また、申請者が暫定措置法第5条第3項に規定する森林取得資金の償還期限の特例措置の適用を受けようとする場合には、都道府県知事は、償還期限の特例要件（同表の第2欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる要件及び(10)に掲げる要件をいう。以下同じ。）を満たす場合に限り、第2の1の(1)の本文に規定する認定を行うものとする。

資金の種類	申請者	要件
第2の2の(1)の資金	個人	(1)から(7)まで及び(9)
	林業を営む法人、生産森林組合及び森林組合	(1)から(5)まで及び(9)
	森林整備法人及び地方公共団体	(1)から(4)まで及び(9)
第2の2の(2)又は(3)の資金	個人	(1)、(2)及び(6)から(8)まで
	林業を営む法人及び生産森林組合	(1)、(2)及び(8)
	森林組合、森林整備法人及び地方公共団体	(1)及び(2)

- (1) 申請者が林業経営に意欲を有し、経営する育林地を適切に施業・管理して林業を営むと認められること。
- (2) 申請者が暫定措置法第3条第1項の認定（当該認定の変更の認定を含む。）を受けた者又はこれに準ずる者（暫定措置法第2条の2に基づく基本構想における林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模（森林の取得により当該規模を達成する場合を含む。）を有する者）であること。
- (3) 申請者の取得しようとする森林が、林野庁長官が別に定める区域に所在すること。
- (4) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 申請者の取得しようとする森林において、取得の日から5年以内に皆伐しない計画のものであること。

イ 立木と素地を同時に取得する場合であつて、当該立木を取得の日から５年以内に皆伐する計画である場合については、皆伐後２年以内に再造林を行う計画のものであること。

(5) 申請者の取得しようとする「造林のための土地」は、取得の日から５年以内かつ皆伐の日から２年以内に人工植栽又は天然林改良を行う計画のものであること。

(6) 申請者が高齢（６０歳以上）の場合には、原則として後継者がいること。

(7) 申請者が当該貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

(8) 申請者が林野庁長官が別に定める区域において現に林業を営んでいること。

(9) 申請者の取得しようとする森林が新たに締結する分収育林契約に基づき取得する森林である場合には、取得の日から２年以内に育林を行う計画のあるものであること。

(10) 申請者の取得しようとする森林が暫定措置法第５条第３項の林地保有の合理化に寄与するものとして暫定措置法施行規則第２条で定める要件を満たすものであること。

第５ 公庫等に対する通知

都道府県知事は、貸付けを受けることが適当である旨の認定を行ったときは、その旨を申請者及び公庫に通知し、認定しないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

第６ 林業経営改善推進計画の達成指導

都道府県知事は、借受者に対し、必要に応じ、関係市町村及び関係林業団体の協力を得て、その林業経営改善推進計画の達成につき必要な指導を行うものとする。

借受者は、都道府県知事に対し、必要に応じ、貸付を受けた資金により取得した森林等の施業状況を報告するものとする。

第７ 転用違約金の徴収

第２の２の(1)の資金の借受者が当該資金により取得した森林について資金貸付契約締結の日から３年以内に森林以外の用途に供するため他に譲渡した場合は、林野庁長官が別に定める場合を除き、公庫は転用違約金を徴収するものとする。

第８ その他

本措置の運用につき必要な事項については、林野庁長官が定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和７年４月１日から施行する。